

長野県知事部局の懲戒処分一覧 令和7年度

処分年月日	所属部局 職位 年齢・性別	処分	処 分 理 由
R7.8.7	建設部 本庁 主任 35歳 男性	停職1月	令和7年6月23日(月)の勤務終了後、午後6時頃から飲食店において飲酒した後、自転車を運転しているところを警察官により職務質問が行われ、呼気アルコール検査を受けた結果、酒気帯び運転として検挙された。
R7.8.7	産業労働部 現地機関 課長補佐 46歳 男性	減給1/10 (1月)	令和6年度において、部下職員に対し、人格を否定する侮辱的な発言や、威圧的に机を叩く等のパワーハラスメント行為を継続的に行った。 これにより、部下職員が体調不良となるなど、就業環境が害された。
R7.8.7	環境部 現地機関 課長級 56歳 男性	減給1/10 (1月)	令和5年度から7年度において、複数の部下職員に対し、日常的に能力的な侮辱と受け取れる発言や威圧的な言動を繰り返した。 これにより、部下職員の尊厳を侵害し、就業環境が害された。 なお、当該職員は令和4年8月にパワーハラスメントにより懲戒処分「戒告」を受けている。
R7.9.17	建設部 現地機関 主査 42歳 男性	停職6月	平成22年度から令和5年度にかけて、建築基準法に基づく建築確認申請等の建築関係手続において、建築主事等の決裁権者の決裁を得ずに、9件の確認済証等を偽造し、申請者に交付した。このうち建築工事に着手していない1件については、建築基準法に適合していなかった。 また、担当した4件の書類が不存在となった。
R7.9.17	健康福祉部 本庁 医師(研修派遣) 28歳 男性	停職1月	令和7年7月19日(土)の勤務終了後、午後8時頃から飲食店において飲酒した後、午前0時過ぎに自転車を運転しているところをパトカーで巡回中の警察官に呼び止められ、呼気アルコール検査を受けた結果、酒気帯び運転として検挙された。
R7.9.17	健康福祉部 現地機関 主査 53歳 女性	減給1/10 (1月)	令和5年度から6年度の生活保護業務において、収入申告書及び保護変更申請書等の処理を放置し、また、収入認定や住宅費の変更が必要な事実を把握しながら調査を怠り、保護費の過払い及び支給遅延を発生させた。 なお、当該職員は令和3年度から4年度における生活保護の不適正な事務処理により、令和7年2月に「訓諭」の指導上の措置を受けている。
R7.12.19	危機管理部 現地機関 課長補佐級 56歳 男性	減給1/10 (3月)	令和7年3月及び4月において、同僚及び部下職員に対し、威圧的に暴言を発するパワーハラスメント行為を行った。 また、上司からの時間外勤務命令を聞き入れずに帰宅し、職務命令に従わなかったほか、県有財産に対する落書き及び私的利用、並びに公用パソコンの不適切使用を行った。
R7.12.19	建設部 本庁 係長 52歳 男性	減給1/10 (1月)	令和6年度及び7年度において、特定の職員に対し、業務上の打合せとして、昼食にレストランを予約する等、2人だけの食事に繰り返し誘った。 また、容姿に関する発言や、手に触れる等のセクシュアルハラスメント行為を行った。
R8.2.6	農政部 現地機関 係長級 45歳 男性	停職1月	令和7年9月5日午後11時頃、酒に酔った状態で知人女性の自宅のベランダに正当な理由なく侵入した。 また、当該行為を理由に、同年12月1日付で、警察からストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告を受けた。
R8.3.30	農政部 現地機関 技師 28歳 男性	戒告	令和7年10月15日(水)、公務のため公用車を運転中、県内の国道において、指定速度50km/hのところ81km/hで走行し、31km/hの速度超過により、道路交通法違反で検挙された。